

民生委員・児童委員は

このまちに笑顔を広げます。

身近な相談相手、見守り役として
地域の安全・安心を支えています。



ひとりで悩まず相談してください。
民生委員・児童委員には
法による守秘義務があります。



民生委員・児童委員は、誰もが安心して生活できるよう、定期的な訪問を通じた見守りや相談への対応、高齢者や子育て家庭の集いの場としてのサロンの運営など、さまざまな活動を行っています。



全国民生委員児童委員連合会

厚生労働省

全国社会福祉協議会